制度の名称	自動車税の減免
制度の内容	(1)自動車税(種別割)の減免 ・災害により損害を受けた自動車を修繕して引き続き使用する場合で、一定額以上の修理費を負担した場合に、申請により自動車税の種別割が減免となります。 (2)自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)の減免 ・災害により滅失又は損壊した自動車(被災自動車)を抹消登録し、被災自動車に代わる自動車(代替自動車)を被災の日から6月以内に取得した場合で、一定の要件を満たす場合には、申請により自動車税・軽自動車税の環境性能割が減免となります。
必要書類等	お問い合わせによりご確認ください。
問合せ先	(1)自動車税(種別割)常陸太田県税事務所 □ 0294-80-3314(2)自動車税(環境性能割)、軽自動車税(環境性能割)水戸県税事務所自動車税分室 □ 029-247-1297

制度の名称	保育料・放課後児童クラブ	保護者負担金の減免	【窓口受付】	
制度の内容	入所児童が属する世帯の居住する住宅が被災したときは、申請により減免の対象となります。放課後児童クラブは公立が対象です。			
	区分	全 壊	大規模半壊・半壊	
	減免割合	全額	半額	
	※入所児童が属する世帯の生	計中心者の収入が被災により)減少したときも対象になります。	
	受付窓口 本庁 こども課、ま	たは各支所		
必要書類等	減免申請書			
問合せ先	本庁 保健福祉部こども課 で	3 52-1111 内線 138		

制度の名称	災害復旧のための保育所(園)等の入所 【窓口受付】
制度の内容	り災証明で半壊以上と判定された世帯については、災害復旧のため、子どもを一時的に保育所(園)等に入所させることができます。
必要書類等	入所申込書(市役所にあります)
問合せ先	本庁 保健福祉部こども課 🙃 52-1111 内線 138

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金の特別措置 【窓口受付】			
制度の内容	母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた方で、住宅に被害を受けた方については、支払期日までに償還金を支払うことが困難な場合に、申請により支払い期日を1年以内で猶予します。 ※県の聞き取りがあります。その際に県が申請書を用意します。			
必要書類等	り災証明書、申請書			
問合せ先	本庁 保健福祉部こども課 © 52-1111 内線 136 茨城県県北県民センター地域福祉室 © 0294-80-3321			
制度の名称	母子父子寡婦福祉資金(住宅資金) 【窓口受付】			
制度の内容	住宅に被害を受けた方で、母子・父子・寡婦世帯を対象に、住宅の補修、保全、増築、 改築等に必要な経費を貸し付けます。 貸付限度額 200万円以内 貸付利率 連帯保証人がいる場合:無利子 連帯保証人がいない場合:年1.0%			
	償還期間 7年			
	※県の聞き取りがあります。その際に県が申請書を用意します。			
必要書類等	り災証明書、申請書			
問合せ先	本庁 保健福祉部こども課			